

郡山市告示第 2 0 1 号

消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）第 1 0 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務を行う時間を変更したので、消費者安全法施行規則（平成 2 1 年内閣府令第 4 8 号）第 8 条第 1 号の規定に基づき、告示する。

令和 8 年 8 月 4 日

郡山市長 椎 根 健 雄

1 事務を行う時間

午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで

2 変更時間適用開始日

令和 8 年 1 0 月 1 日